政　令

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十六号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条）
附則

第一章　関係政令の整備

（国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第十五条の三第五項」を「第十五条の二第五項」に改める。

第二条中「及び出資勘定」を削る。

第三条第一項中「法第十七条第一項に規定する債務保証勘定及び一般勘定」を「法第十六条第四号に掲げる業務に係る勘定」に改め、「（同項に規定する債務保証勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）」を削り、同条第二項中「及び出資勘定」及び「（同条第四項に規定する出資勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）」を削り、同条第三項中「（法第十七条第一項に規定する債務保証勘定及び同条第四項に規定する出資勘定に係るものについては、総務省令・財務省令）」を削る。

第六条中「及び出資勘定」を削る。

本則に次の一条を加える。

（法第二十三条の審議会等で政令で定めるもの）

第八条　法第二十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

附則第二条を削る。

附則第三条（見出しを含む。）中「附則第十二条第四項」を「附則第九条第四項」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第四条（見出しを含む。）中「附則第十二条第五項」を「附則第九条第五項」に改め、同条を附則第三条とする。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法施行令の廃止）

第二条　特定通信・放送開発事業実施円滑化法施行令（平成二年政令第二百六十三号）は、廃止する。

（放送法施行令の一部改正）

第三条　放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二条第四号」を「第二十二条第三号」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第八条第六項」を「附則第八条第二項」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第五条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項中「、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）」を削り、「電気通信事業法」の下に「、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）」を加える。

附則第二十条第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第六条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十一号及び第二十二号を次のように改める。

二十一及び二十二　削除

第二章　経過措置

（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律附則第三条第四項の規定による納付金の納付の手続等）

第七条　国立研究開発法人情報通信研究機構は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律附則第三条第四項に規定する残余財産があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、令和五年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを総務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

2　総務大臣及び財務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

3　国庫納付金は、令和五年四月一日に始まる事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

4　国庫納付金は、一般会計に帰属する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

2　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令附則第三条及び第四条を削る改正規定を次のように改める。

附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附則第一項ただし書中「附則第三条及び第四条を削る改正規定」を「附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る改正規定」に改める。

附則第二項中「附則第四条第一項」を「附則第三条第一項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一